

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年10月10日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立世田谷図書館業務一部及び世田谷区図書館カウンター三軒茶屋業務委託(長期継続契約)

(2) 履行場所

世田谷図書館

世田谷区若林四丁目2番13号(世田谷合同庁舎1階)

図書館カウンター三軒茶屋

世田谷区太子堂四丁目3番1号(STKハイツ1階)

受託者の事務所など

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

本業務に係わる契約締結は予算の配当を条件とする。

契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

(4) 業務内容

世田谷区立世田谷図書館(以下、「世田谷図書館」という。)の業務の一部と、世田谷区立図書館カウンター三軒茶屋(以下、「図書館カウンター三軒茶屋」という。))の建物の施設維持管理契約等を除く業務の全部について一括して委託する。

なお、世田谷図書館は他の区立地域図書館と同様の図書館運営を行っている。図書館カウンター三軒茶屋は「資料の予約や貸出・返却等」を主な業務とし、図書館や地域図書室等を補完する機能を交通要所場で果たしている。

それぞれ詳細の業務内容は、「企画提案要求説明書」を参照。

2 参加資格

下表に掲げる要件をすべて満たす法人であること。

	資格要件、実績等
	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。
	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

	世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
	会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
	都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
	令和2年度以降に、図書館（図書館法に基づく公立図書館）の奉仕業務を行った実績を有すること。
	法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。もしくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS) 認証を取得していること。又は、申請中であること。

3 提案者の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案者の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく上記「2 参加資格」の確認のみを行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招聘通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

4 選定手順等

選定委員会で下記の【評価基準】に基づき、下表のとおり選定する。

審査名	選定方法
第1次審査	招請事業者が提出した提案書について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点が上位の1から5事業者程度を選定する。
第2次審査 (プレゼンテーション)	第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容及びプレゼンテーションに対する質疑応答を行う。そのうえで、選定委員会が第1次審査の評価と合わせ総合的に評価し、1事業者を選定する。

【評価基準】

以下のような観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

	評価基準の項目
	本業務の受託に関する基本方針
	図書館業務経験のある司書の採用・配置
	受託業務での障害者の雇用に関する考え方
	従事員の配置（窓口業務・ローテーション等）に関する考え方
	配置予定の業務責任者の実績
	従事員の処遇、受託業務の維持のための人材確保、現場への支援体制に関する考え方
	従事員に対する年間の研修体制
	受付事務、接遇、合理的配慮の提供に関する考え方
	レファレンスに関する考え方
	世田谷図書館と図書館カウンター三軒茶屋が連携して実施する図書館サービスの展開、情報発信、事業の企画・提案についての考え方

	世田谷図書館の実施事業の企画・提案に関する考え方
	図書館カウンター三軒茶屋で実施可能な事業の企画・提案や運営力向上についての考え方
	地域との連携等についての考え方
	障害者施設自主生産品の販売に関する考え方
	図書館の秩序の確保と危機管理についての考え方
	従事員の安全衛生に対する配慮に関する考え方
	従事員の出勤に支障が生じた場合のバックアップ体制
	個人情報の保護に関する考え方
	契約実績
	経費の妥当性
	実現可能性
	取り組み姿勢
	コミュニケーション力

5 手続き等

(1) 担当所管

教育委員会事務局教育政策・生涯学習部世田谷図書館 担当：二ノ宮、増田
 住 所：〒154-0023 東京都世田谷区若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 1階
 電 話：03-3419 - 1911 F A X：03-3413 - 7075
 電子メールアドレス：sea03602@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 企画提案要求説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月24日(火)まで

交付場所

世田谷図書館窓口 及び 世田谷区のホームページ掲載

交付方法

世田谷図書館窓口の配布 又は 世田谷区のホームページからダウンロード

ダウンロード先：[世田谷区トップページ](#) [目次から探す](#)

[文化・スポーツ・生涯学習](#) [図書館](#) [お知らせ](#)

世田谷図書館窓口での配布時間：土日、祝日を含む午前9時から午後5時まで
 (正午から午後1時までを除く)

(3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限

令和5年10月24日(火)午後5時まで

提出場所

世田谷図書館

提出方法

持参又は郵送(提出書類等の詳細は「企画提案要求説明書」を参照)

持参の場合：受付時間 土日、祝日を含む午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)

郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「(1)担当
所管」に電話で確認すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限

令和5年11月22日(水)午後5時まで

提出場所

世田谷図書館

提出方法

持参又は郵送(提出書類等の詳細は「企画提案要求説明書」を参照)

持参の場合：受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「(1)担当
所管」に電話で確認すること。

6 その他

(1) 応募に関して必要な費用について

すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等について

すべて返却しない。また、提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開
示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 契約締結の交渉について

審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場
合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 失格条件について

参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- ・定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき
- ・虚偽の内容が記載されているとき
- ・審査結果に影響を与えるような工作をしたとき
- ・その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき

(5) 手続において使用する言語及び通貨について

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約保証金について

免除とする。

(7) 契約書作成の要否について

要とする。

- (8)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無について
無し。
- (9) 契約等について
詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (10) 区の公表について
区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合について
担当所管に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。質問があれば、「企画提案要求説明書」のとおり行うこと。
- (12) その他詳細について
「企画提案要求説明書」による。